

ガス小売全面自由化後のガス事業を取り巻く状況及び熱供給事業全面自由化後の状況の検証結果について（案）

2021年6月

1. 経緯

- (1) 2015年6月に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第75条において、ガス小売全面自由化後に、改正法の施行の状況、エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、需給状況、小売料金の水準等のガス事業を取り巻く状況について検証を行うこととされている。
- (2) また、改正法附則第76条において、熱供給事業全面自由化後に、改正後の熱供給事業法の施行状況について検証を行うこととされている。
- (3) これを踏まえ、2020年7月から総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会及び同小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて、合計7回にわたり議論を重ねてきた。

2. 総合資源エネルギー調査会における議論

- (1) 総合資源エネルギー調査会においては、改正法に規定する検証事項に沿って検証を行った。
- (2) ガス小売全面自由化後の関係施策の進捗状況を確認しつつ、エネルギー政策全般に及ぶ幅広い議論が行われる中で、ガス事業を取り巻く状況については、概ね以下の認識が示された。

① 改正法の施行の状況

- 2017年4月に小売全面自由化が始まり、新規参入が活性化。小売全面自由化後約4年で、家庭用のガス販売量に占める新規ガス小売事業者のシェアは約12%まで増加（全販売量に占める新規ガス小売事業者のシェアは約16%まで増加）。
- 小売全面自由化を契機に、新規参入者の有無に関わらず、従来からの他のエネルギーとの競合等を踏まえ、新たな料金メニュー・サービスメニューの提供や、既存料金メニューの引き下げなどが行われ、事業者の創意工夫により料金・サービスの多様化が進んでいる。（新たな料金メニュー、セツ

ト割引、ポイントサービス、見える化サービス、暮らしサービス、電力買取サービス等)

- また、新規参入者が単独で、あるいは旧一般ガス事業者と連携して、ガスコージェネレーションシステムの導入等天然ガスの多様な利用方法の提案を行っている。
- 小売全面自由化以降、新たな料金メニュー・サービスメニューを打ち出した事業者は125者で、当該事業者のエリアの需要家件数は、全体の約95%を占めている。

② エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況

- ガス事業については、天然ガスの利用形態の多角化、船舶分野におけるLNGの主燃料化、天然ガスパイプラインの整備等、LNG基地の第三者利用の推進やスタートアップ卸の活用等ガス取引の活性化策、需要側の強靱化に資する分散型エネルギーシステムの構築、メタネーションなど既存インフラを有効利用した脱炭素化のための技術開発等の対応を行っており、今後も、更なる競争活性化を含む持続可能な競争・市場環境の整備を進めるとともに、低・脱炭素化及びエネルギー安定供給に資するガスシステムの構築に向けた取組を進める。
- 熱供給事業については、コージェネレーションや廃熱などのエネルギーの一定の地域での面的な利用、地産地消型でのエネルギーの面的な利用、バイオマスや太陽熱、未利用熱等の再生可能エネルギー熱の有効活用の取組が進んでおり、今後も、熱エネルギーの低・脱炭素化及びエネルギー供給の効率化・強靱化に資する熱供給システムの構築に向けた取組を進める。

③ 需給状況

- バリューチェーンの各段階においてエネルギーの安定供給確保に資する取組が行われており、自然災害の頻発化・激甚化する昨今においても、大規模な供給支障や、需要に比して供給が極端に逼迫する事態は特段生じていない。
- 上流部門では、LNGの調達安定性向上に向けて、LNGの調達先の多角化に加え、LNGネットワークの多様化、トレーディングビジネスへの参画等により、調達安定性向上に取り組む事業者も存在。また、ガス業界全体として原料供給途絶の規模が大きく、自社のみでは対応できない事態の発生に備えて、都市ガスの供給停止を防止する観点から、日本ガス協会が中心となり「大規模供給途絶時の対応ガイドライン」を策定している。
- 下流部門では、供給を担う導管ネットワークの継続的な耐震性向上といっ

た強靱化に向けた取組に加え、自然災害の激甚化・頻発化といった安定供給への懸念に対応し、分散化の促進、災害等非常時の電力供給のバックアップといった機能を有するコージェネレーションの導入拡大により、電力も含めたエネルギーの安定供給に資する取組を引き続き継続していく。

- また、ガス小売事業者間の活発な競争を阻害しないための振替供給のコスト負担の在り方についても検討を行い、供給力を有しないエリアへの振替供給コストは引き続き当面の間一般負担とするとともに、法的分離後の検証の機会に改めて検討することとしたほか、新規参入者から提出された意見も踏まえ、振替供給可能量等の利用条件の透明性確保、複数エリアに供給力を有することとなった場合の当該エリアへの振替供給の可否についても検討を行い、新規参入者が新たに供給力を確保し、ガス小売市場の競争を活性化させるような措置を講ずることとした。

④小売料金の水準

- 原料費の変動によりガス料金単価は大きく上下するものの、構成要素別に見れば原料費以外の m^3 あたり単価は緩やかな減少傾向にある。
- ガス小売全面自由化後、新規参入者の市場参入は着実に進んでおり、経過措置料金単価と新規参入者の小売料金単価（家庭用）を比較すると、総じて新規参入者の小売料金単価が安くなっている。
- 新規参入者の参入割合が大きい大手3社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）のエリアの小口料金平均単価は、冬場の気温差による販売量の多寡、経済動向等の複数の要因に影響されつつも、小売全面自由化以降緩やかな低下傾向にある。
- 更に、事業者の創意工夫により料金・サービスの多様化も進んでおり、例えば電気や通信サービスとのセット販売が行われるなど、需要家の選択肢が増えていることが伺える。

⑤その他のガス事業を取り巻く状況

- 行為規制の詳細を定める省令（ガス事業法施行規則）、適正なガス取引についての指針の整備を行うとともに、法的分離に向けた大手3社の組織再編、資産分割、システム構築の状況の確認を行った。
- 導管部門の中立性を高め、法的分離の対象となる一般ガス導管事業者のグループ内の小売事業者と新規参入者との間のイコールフットィングを担保する観点から、システムの構築（論理分割等）が予定通り進んでいるかどうか、法的分離後もグループ一体でガスの安定供給を確保できる体制を確実に構築できているか、注視していく。

⑥法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策

- 改正法附則第75条において、導管部門の法的分離にあたってはLNGの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないように必要な施策を推進するものとされている。
- 法的分離の対象となる大手3社に確認を行ったところ、LNGの調達に関し、電力会社において送配電分離に伴う格付への影響がなかったことを踏まえ、分社化に起因する各社の格付への影響やそれに伴う新規の調達金利上昇、国際的な市場でのLNG調達競争力の低下等について、現時点で具体的な懸念は示されなかった。
- これまでの災害に対するガス事業者の対応等を踏まえ、法的分離の対象となる大手3社が躊躇なく、迅速かつ的確に復旧活動に対応できるよう、災害等の緊急時における行為規制の例外を省令（ガス事業法施行規則）・適正なガス取引についての指針上で明確化した。

3. 検証結果（まとめ）

- (1) ガスシステム改革は着実に進展し、2022年4月の法的分離に向けた準備も着実に進んでいるほか、熱供給システム改革により熱電一体型の熱供給を行うための環境整備が進んだ。
これまでの検証結果を踏まえれば、現時点で必要と考えられる措置が適切に講じられているものと認められる。
- (2) 今後も、更なる競争活性化を含む持続可能な競争・市場環境の整備を進めるとともに、低・脱炭素化及びエネルギー安定供給に資するガスシステムの構築に向けて不断の検証を行い、必要な措置を講じていく。
- (3) なお、改正法第75条の規定に基づき、法的分離後5年以内に改正法の施行状況等について検証を行う。